

顔認証マイナンバーカードについて

マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定し、**暗証番号の設定を不要**としたマイナンバーカードです。

顔認証マイナンバーカード



電子証明書の有効期限は、カード作成から5回目の誕生日までで、**更新手続きが必要**です

マイナンバーカードの追記欄に「**顔認証**」と記載されます



利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用（※）
- ・券面の顔写真や記載事項（氏名、住所、生年月日、性別等）を用いた本人確認書類としての利用

※ 訪問診療等は、令和6年10月以降に対応予定



利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導
- ・その他のオンライン手続きなどの暗証番号の入力が必要なサービス

健康保険証利用申込登録事務の代行について

（顔認証マイナンバーカード希望者のみ）

出張申請受付で顔認証マイナンバーカードを希望された場合、**健康保険証利用申込**に関する**登録事務**を市の職員に代行させることができます。**※同意書**の提出が**必要**です。

※後日、医療機関受診時に、医療機関の顔認証付きカードリーダーで登録することも可能です。